

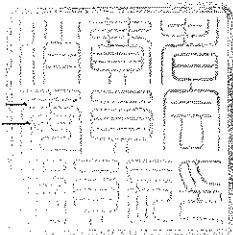


府消委第307号
平成27年11月25日

内閣総理大臣 安倍晋三 殿

消費者委員会

委員長 河上正二



答申書

平成27年11月24日付け消取引第1227号をもって当委員会に諮問のあった下記事項については、特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）の趣旨に鑑み妥当であり、その旨答申する。

記

特定商取引に関する法律第26条第3項第2号に規定する適用除外の対象として政令で定められている役務の提供に関し、別紙のとおり特定商取引に関する法律施行令（昭和51年政令第295号）第6条の3第1号及び附則の改正を行うことについて

以上

対象となる業務

(現行)

一般電気事業者が行う一般電気事業及び特定電気事業者の行う特定電気事業
(電気事業法(昭和39年法律第170号) 第2条第1項第1号又は第5号)

(改正後)

一般送配電事業者が行う最終保障供給及び一般送配電事業者が行う離島供給
(電気事業法等の一部を改正する法律(平成26年法律第72号)による改正後の
電気事業法(以下「改正後の電気事業法」という。) 第2条第1項第8号イ
又はロ

※以下、改正後の特定商取引法に関する法律施行令附則にて規定。

みなし小売電気事業者が行う特定小売供給及びみなし登録特定送配電事業者
が行う特別小売供給

(改正後の電気事業法附則第16条第1項及び第23条第1項)

以上